

東洋史研究

第六十二卷 第四號 平成十六年三月發行

一〇七四から七六六年におけるキタイ（遼）・宋間の 地界交渉發生の原因について

——特にキタイ側の視點から——

はじめに

第一章 地界交渉以前の係争と交渉の遠因

第一節 キタイ側の主張

第二節 天池係争の歴史とキタイ主張の關係

第二章 直接の原因について

第一節 代北の地について

第二節 キタイ政權内における乙室部

第三節 乙室部人蕭巖壽と當時の政治狀況
おわりに

毛利 英 介

は じ め に

一〇〇四年、キタイ（遼、以下キタイとのみ表記）と宋（北宋、以下宋と表記）は和平關係に入つた。いわゆる澶淵の盟である。以降兩國の間には約一〇〇年にわたる史上まれに見る安定した關係が繼續する。しかしながら、その間にも國境附近で小競り合いが見られたほか、幾度か中央同士での危機も存在した。それは一〇四〇年代の増幣交渉と本稿で取り上げる一〇七〇年代の代北の地界交渉である。（以下本稿でいう地界交渉とは、この一〇七〇年代の代北の交渉を指す。^①）一般にこの交渉を指して「畫界交渉」と呼ぶのが通常かとも思われるが、本稿では史料用語である「地界」を使用した。また、本稿という代北とは、次段落で説明を加える、この交渉における係争地とその周邊を漠然とさしたものである。

ここでまず簡単にこの地界交渉について説明をしておこう。^②この交渉は、現在の山西省方面における兩國の國境、當時でいえばキタイの蔚・應・朔州、宋の代州・寧化軍の國境を巡つて争われたものであり、基本的にキタイの主導で行われた。まずキタイからの特使の派遣に始まり、これをふくめて二往復の特使が往來した。また、雙方の官員の現地への派遣とその地での折衝をふくめた交渉の結果、最終的に宋の讓歩という形で終結する。頻繁に使者の行き來があつたキタイと宋ではあるが、通常の使節ではない特別の使者が、一つの課題をめぐつて二往復もするのはまれなことである。また、キタイの使者が宋にあつて異例に長く留まつた點も特殊であつた。

これまでのこの交渉に關する研究は、王安石および沈括という個人に對する評價にまつわるものが主であつた。^③前者に關する論は、王安石に領土割讓の責があるという傳來の史料には偏りや誇張が見られるとする。筆者もこの成果を妥當なものとする。後者に關しても、科學者として有名な沈括が特使としてキタイに赴き、地理的知識に基づいて外交面でも活躍したという事實の指摘は非常に興味深い。しかしながら、これらの問題設定の視點は、結果として宋側からに偏つていた面があつた。もちろんこれは史料上の制約によるところも多く、あるべき態度ではある。しかしながら、キタイ側か

らの面が等閑にされていた面も否定できない。そこで本稿では、あえて北から、キタイからの視點でこの交渉を觀察し、今までの研究では見えてこなかった點を見つけ出すことを課題とする。⁽⁴⁾

本論に先立ち本稿の構成について述べると、まず第一章では地界交渉に至る歴史について述べる。このことにより、數十年單位でのこの交渉の原因を探る。そしてそこから幾つかの問題點を抽出し、第二章では、數年單位での原因を探ることとする。ただし、紙幅の關係もあり、主に交渉の原因の検討に焦點をしばらく、經過及び結果に關しては必要のない限り觸れないこととする。

以下『續資治通鑑長編』は『長編』、『宋會要輯稿』は『宋會要』と略記する。

第一章 地界交渉以前の係争と交渉の遠因

第一節 キタイ側の主張

キタイからの視點でこの交渉を觀察するには、キタイ側の史料に就いて見るのが道理である。しかし、キタイ側史料の代表たる『遼史』はもともと詳細なものではないため、この交渉に關連する記事も少ない。そこで、目新しい史料ではないが、まずはその全てを引用することにする。

(a) 卷八六耶律頗的傳

咸雍八年（一〇七二）、彰國軍節度使（應州）に改めらる。上大牢古山に獵すれば、頗的行宮に謁す。帝邊事を問えば、對えて曰く、「應州の南境より天池に至るまで、皆な我が耕牧の地なり。清寧の間、邊將謹まずして、宋の侵す所と爲り、烽埃の内移せるは、宜き所に非ざるに似たり。」と。道宗之を然りとす。北面林牙を拜せらる。後に人を遣して宋に使せしめ、其の侵地を得、頗的に命じて往きて疆界を定めしむ。還り、南院宣徽使を拜せらる。⁽⁵⁾

(b) 卷九二蕭韓家傳

大康二年（一〇七六）、知北院樞密副使に遷る。三年、西南邊の天池の舊塹を經畫し、堡砦を立て、疆界を正して、石に刻みて還り、漢人行宮都部署と爲る。⁽⁶⁾

(c) 卷九三蕭迂魯傳

（咸雍九年、一〇七三）……會々宋天池の地を求むれば、迂魯に詔して兼て兩皮室軍を統べ太牢古山に屯して以つて之に備えしむ。大康の初、……⁽⁷⁾

(d) 卷九九蕭速撒傳

咸雍十年（一〇七四）、西南邊を經略して、宋の堡障を撤し、戍するに皮室を以つてすれば、上之を嘉す。⁽⁸⁾

また、『遼史』以外にも、梁援墓誌銘に、

(e) 大康元年（一〇七五）、大理寺を提點す。館伴して能く語を以つて辯じて宋人を屈せしめたるに因り、翰林學士を超拜せらる。時に于いて宋國故壤を以つて我に歸せば、詔して天池神堂の碑を撰せしむ。⁽⁹⁾

という記述がある。

以上の史料において、まず複数の史料にわたる點として、皮室軍が動員されていること、天池が重要視されていることが指摘できる。

一方個別に史料を見ると、耶律頗的傳では皇帝が出御しているという事實がある。これを皮室軍の記事とともに考えると、明確に中央の政策として行われているといえよう。その他に耶律頗的傳によれば清寧間（一〇五五―一〇六四）、宋の曆では至和二年（治平元年）に宋に土地を奪われたという認識であり、これはこの交渉の原因が二〇年程度遡るという認識でもある。また、蕭迂魯傳によれば、近年の宋の行動に對する對應として軍事行動に出たという認識が確認できる。これら

については、宋側の史料とも突き合せをしていく。

ただし、やはりこれらの断片的記事だけからキタイの認識を探るのは困難である。そこで、この交渉中におけるキタイの生に近い聲が聞こえてくる史料、沈括の『入國別録』もキタイ側史料に準ずるものとして利用して検討をすすめたい。そこで、まずは簡単にその性格について紹介する。

『入國別録』は、一〇七五年に沈括が回謝使としてキタイ朝廷に赴いた際の、キタイ側交渉擔當者との外交交渉を記した會話體の史料である。主に五月二十九日から六月四日に至る、キタイの楊益戒・梁穎と宋の沈括・副使李評の間の交渉について記述する。現在見られるのは、『長編』卷二六五 熙寧八年六月壬子の注に引かれて傳存するものである。もちろん、宋側の人物の視點によるという限界は存在するが、上呈されたものである點から、比較的信頼性は高からう。ここでは、特に『入國別録』のうち、天池に關する部分に焦點を當てたい。

ここで天池について説明しておく。天池は雁門の西方、當時で言えばキタイの朔州（あるいはその管下の武州）と宋の寧化軍の境上の山上に存在する池であり、汾河の源の一である。⁽¹⁰⁾

なお、蔚・應・朔州の三州が問題となっているにも關わらず朔州の天池を特に取り上げるのは、沈括が赴いた際にはすでに朔州の他の二州は決着がついていたという史料上の問題以外に、歴史的にも根深く、面積的にも一番大きいことより、⁽¹¹⁾朔州の地がこの交渉の核心と思われるからである。またそのうち特に天池を取り上げるのは、上述のごとくキタイ側の史料でこの交渉の象徴のように扱われていること、朔州方面で天池と二大爭點となっている黃嵬山とも比較的近接しており、便宜的に一方を取り上げるのにそれ程問題を感じないこと、キタイも一度は黃嵬をあきらめて天池のみを取ろうとする態度をとったこと、⁽¹²⁾などからである。

『入國別録』から読み取れる天池に關するキタイの主張は、おおまかに分けて以下のようなものがある。なお、文體の性格上、ここのみ現代語譯を施している。

(ア) もともとキタイのものである。

これは、交渉中のキタイの基本的な見解であり、發言としても頻出する。

(イ) (ア)の補足として) キタイのものであるのを蘇鈴轄の時に奪ったものである。

一 (梁) 穎が又た云うには、「天池が南朝(宋)の地であるなら、自來口鋪はどこに在つて、なぜ蘇鈴轄の時に至つて始めて鋪を北に向つて移したのか。」

二 皇帝が又た云うには、「天池は本々北朝(キタイ)の地であつて、以前蘇鈴轄等が無理やり來て侵入・占領したのだから、今は只だ昔どおりにすればよい。」⁽¹³⁾

(ウ) 乙室部が遊牧していることからキタイのものである。

一 穎が云うには、「南朝の地ならば、どうして乙室王や北界(キタイ)の一百部族がそこで半年餘り留まつて馬を放したのに、誰も派遣しなかったのか。」

二 押宴の耶律暉が高思裕に云わせるには、「天池は以前から乙室王がそこで下帳していたのであつて、若し南朝の地ならば、何故乙室王はそこに留まつていたのか。」⁽¹⁴⁾

(エ) 天池廟の修復の経緯からしてキタイのものである。

一 穎が又た云うには、「天池の地が當然北界に屬すことは顯かだ。若し天池の神堂が北界に屬さないならば、どうして北界が牒を送つて修葺させるのか。」

二 穎が云うには、「南朝の地ならば、どうして北朝が牒を送つて修葺させなければならないのか。」⁽¹⁵⁾

以上が、キタイ側の見解である。なお、この際の宋の天池に關する主張は、過去のキタイからの文書をたてに「地里屬寧化軍」のほば一點張りである。

以下では宋の史料から地界交渉に至るまでの天池一帯の交渉の歴史を敘述し、それをキタイ側史料と比較する。その際、(a)あるいは(ア)として表すのは、上掲のこれらのキタイの見解である。また、『入國別錄』には他にも地界交渉に至るまでの交渉の経緯に觸れる部分があり、それにも適宜言及していく。

なお、この間の経緯に關しては、金成奎⁽¹⁶⁾にすでに言及があるほか、一〇四〇年代以降に關しては、すでに「はじめに」で觸れた陶晉生の論文「宋遼邊界交渉的問題」がある。しかしながら金はあくまで國境の形態を主眼として論じているため筆者とはやや關心がことなり、また筆者は陶よりもスパンを長く取って検討するべきと考える。このため、以下ではあえて重複の煩を厭わずに論述を進める。なお、一〇四〇年代以降の基本的な事實の指摘に關しては、そのほぼ全てが陶氏と重なるため、一々重複の指摘をしていない。

ただし、キタイ史料と宋の史料ではその量に壓倒的な差があり、ほとんどの情報は宋側からのもののみとなる。そのため事實がどうであるのかは嚴密には確定しがたい。ここではあくまで、交渉に至るおおまかな経緯の確認と、宋側史料から再構成された歴史が如上のキタイの認識とどのような關係にあるのかを検討することを目的とするものである。

第二節 天池係争の歴史とキタイ主張の關係

天池一帯の交渉を歴史的に説き起こすとき、やはり後晉のキタイへのいわゆる燕雲十六州の割讓から始めるべきであろう。これにより天池一帯は國境地帶化したからである。ただし、これ以後しばらくの河東は、對キタイ從屬性格の強い政權が續く。後晉の石敬瑭期はもとより、少帝期の河東節度使劉知遠、そしてやはりキタイの從屬政權である北漢というように支配勢力が推移するのである。このため、この間に大きな問題は確認できない。

このような比較的安定した狀況に變化をもたしたのは、九七九年の宋による北漢の滅亡である。これにより、河東方面においても兩國は國境を持つこととなり、同時に敵對關係に入った。このため代北にも緊張が生じることとなる。

この時期のこととして、『名臣碑傳琬琰集』中集卷一三郭將軍達墓誌銘に次のような史料がある。

故相龐公籍并門に鎮し（至和二年・嘉祐二年）、公をして忻州に權知たらしむ。契丹天池廟を請いて以つて故疆と爲し、久しく決せず。龐公、公に委ねて往きて議せしむ。公故牘に於いて興國中契丹の天池縣に移文するを得たるに、曰く遙かに天池廟を祀りて應有るも、南朝の地に屬するを以つて、未だ敢えて擅いままに修めず、と。公以つて龐公に示し、龐公喜びて公に命じて自ら報命を爲さしめ、虜遂に伏す。⁽¹⁷⁾

この史料は、宋の河東領有直後且つ兩國の天池に關する最も早い記録でもあり、非常に興味深い。下記のごとく約三〇年後にもキタイは宋に廟の修理の依頼をしており、當初、キタイは天池が宋領であると認識していたようである。『新唐書』の地理志によれば、天池は北側の朔州ではなく南側の嵐州にあるとされる。このような歴史的背景も關係する可能性がある。

燕雲割讓以後遼淵の盟以前のこの地の歴史において最も重要なのが、潘美の禁地設定である。（『長編』卷一七八至和二年一〇五五 二月丙午）

是より先、潘美河東に帥たりて、寇鈔の己が累と爲るを避けんと、民をして内徙せしめ、塞下を空ならしめて耕さず、禁地と號すれば、忻・代州・寧化・火山軍の廢田甚だ廣し。⁽¹⁸⁾

この施策により、宋の寧化軍の沿邊である天池も禁地中に取り込まれることとなった。

この設定がいつ行われたかは斷定し難いが、『名臣碑傳琬琰集』下集卷一「潘武惠公美傳」によれば、潘美は北漢平定後九九年の死去までほぼ河東にあつて都部署つまり帥であつたようであり、また禁地の存在が後世まで續いたことと合わせて考えると、雍熙三年（九八六）の宋の最後の對キタイ攻勢の後のこと、すなわち九八〇年代後半と考えるのが自然であろう。これにはキタイ側にも對應する史料として『遼史』卷八三耶律學古傳に

會々宋將潘美兵を率いて分道來侵す。……是れより學古潘美と各々邊約を守り、相い侵軼すること無く、民業に安ん

ずるを獲たり。⁽¹⁹⁾

のごとき史料がある。

ただし、宋領内の禁地設定がキタイとの同意の下で行われたかは疑問である。この點は重要であると思われるので、やや詳しく述べておきたい。

後述のとおり、宋は後に禁地に再進出する。周知のごとく、澶淵の盟以後の宋は基本的に對キタイ宥和路線をとっており、キタイとの取り決めに一方的に破棄する可能性は低い。よって、自らの決定により一次的に使用を停止した自領の再利用という立場であつたと思われる。しかしながら、キタイから禁地設定時のこの一方的な宋の撤退を見ればどうであつたか。それは恐らく宋の領有放棄と映る、もしくは見なす餘地があるう。代北の地の領有のあいまいさが生じたのはこの時點である。地界交渉の遠因は、ここにあるということができよう。

この後、一〇〇四年に澶淵の盟が結ばれる。ただしこの條約は基本的に現状維持を旨とするものであり、問題の地域に關してもこの時點での變化というものは特に見られない。ただし、上記のごとき禁地の設定という狀態での現状維持であつたことを指摘しておく。

その後しばらくして、和平狀態に入つたがゆえか、後の交渉にも大きな影響を與える事件が発生した。天池廟修理問題である。禁地の設定後その中に取り殘された天池廟は、宋が普段整備することもなく荒れ果てた。〔長編〕卷八七大中祥符九年 一〇一六 五月甲辰

寧化軍をして天池の神堂を葺かしむ。北界歲ごとに遣使して一たび祀るも、是に至りて頽圯すれば、北界繕治を加えんことを請うが故なり。⁽²⁰⁾

とあるように、毎年祭っているキタイとしてもこの事態を見過ごせなくなり、宋側に連絡して廟を補修させた。このときのキタイの開泰五年順義軍（朔州）の牒には天池は「地里屬寧化軍」との文言があつたとの記述が『入國別錄』に頻出し

ており、キタイはこれの否定に苦しむこととなる。ただし、上記(エ)のとおり、この際キタイが自ら要求して修復されたという点において、正當性を主張している。

以後暫くこの地域に關する問題は發生しないが、河東各地を視察して寧化にも自ら赴いた歐陽脩によつて、この地域にあらたな動きが現れてくる。それは禁地耕地地化計畫である。〔長編〕卷一五四慶曆五年 一〇四五 二月甲寅

歐陽脩河東に奉使し、還りて言う、「河東の患は、盡く縁邊の地を禁ずるに在り。……今寧化軍の天池の側、杜思榮等の人又た争いて地を侵すこと二十里。……今ま四州軍(代・蔚・嵐・寧化・火山)の地二三萬頃ばかり、若し盡く之を耕せば、則ち歲ごとに三五百萬石を得べし。」と。⁽²²⁾

この提案には「代州・寧化軍去敵近、不可使民盡耕也。」という意見があり、現在問題としている寧化に關しては實行が見送られるのであるが、これらの地に關してものに實現することを考えると重要な出來事であつたといえる。⁽²⁴⁾

寧化においてこの耕地地化計畫を實行に移したのは、知并州韓琦である。韓琦はまず天池周邊からキタイ側の住民を追出し、〔長編〕卷一七四皇祐五年 一〇五三 正月壬戌

寧化軍の天池顯應廟は禁地中に在り、久しく葺かざれば、契丹之を冒有す。琦鈴轄蘇安靜を遣わして境上に抵らしめ、其の酋豪を召して諭して曰く、「爾じ嘗て我の池神廟を修めんことを求め、爾國の移文を得て固より在るに、今ま曷爲れぞ侵さるや。」と。契丹以つて對うる無く、遂に我が冷泉村を歸す。⁽²⁵⁾

さらに寧化の禁地の耕地化をはかった。〔長編〕卷一七八至和二年 一〇五五 二月丙午

(韓琦)遂に奏すらく、代州・寧化軍は宜しく崙嵐軍の例のごとく、北界を隔つること十里もて禁地と爲し、餘は則ち弓箭手を募りて之に居らしむべし、と。⁽²⁶⁾

宋側の史料自らが語るように、天池等に宋が本格的に再進出したのは實はこの時期である。逆にいえば、この時點までは宋はこの地を現實には支配していなかった。⁽²⁷⁾キタイが(ア)のように昔から天池はキタイのものと主張するのは、この時

期まで實際にこの地を利用していたのはキタイであつたという、ある種素朴な認識によるものではなからうか。

これに關連して興味深い記述がある。それは『後山談叢』卷二の記事である。

代北の界の天池、止だ荒遠なれば、巡候至らず、潘美河東に節度たるや、廟舎を新たにして、碑記を作り、歲ごとに府倅を遣して之を祀らしむるも、率そ常に行を憚り、後竟に之を罷む。契丹始めて室に至るや記を易え、之を久しうして來り界を議するも、擧げて其の然るを知れば、能く奪う莫きなり。⁽²⁸⁾

「記」をかえたのはキタイが「冒有」していたこれ以前の時點だらうか。記事の概要はこまでの行論とほぼ重なりそうだが、宋側の史料においてキタイに分があつたがごとき記述があるのはおもしろい。

一方キタイ史料との比較であるが、至和二年（一〇五五）以降宋が寧化の禁地を耕地化していったことを考えると、先に引いた(a)の「清寧間、邊將不謹、爲宋所侵、烽埃内移、似非所宜。」とも對應するかに思われる。なお、キタイは、(イ)で見たように、地界交渉中に「蘇鈴轄」を問題としているが、これも鈴轄蘇安靜であるからこの時期のことである。この時期までこの地がキタイのものであつたという認識はここにも見て取れる。

なお、前掲の郭達にまつわる記事もこの時期のものである。ここでは、キタイ側の反發が出先で解決されたことが述べられていた。この時期、實は出先のみならず、『長編』卷一八四嘉祐元年 一〇五六 二月癸酉

(蕭) 扈等言う、武陽寨・天池廟北界を侵せり、と。……天池廟は寧化軍橫嶺鋪に屬す。慶曆中、北界の耕戸杜思榮冷泉村に侵入すれば、近ごろ亦た石峯もて表と爲す有り。乃ち館伴使王洙に詔して圖及び本末を以つて扈等に諭せしむ。⁽²⁹⁾

と、中央に派遣された使者もこの問題に觸れている。地界交渉のように深刻なレベルまでは上がっていないが、その兆しはすでにここに表ははじめているともいえよう。『名臣碑傳琬琰集』中集卷四八の韓琦の行狀によれば、

後に公樞密使と爲り、使人蕭扈・吳湛來り、辭を以つて館伴使張昇に受けしめて曰く、「南北の地界多く相い冒うも、

黃崑山のごときは則ち可にして、今ま已に置きて辯ぜざれば、願わくは後に封略を謹まれん。」と。昇受くること勿からんと欲するも、公曰く、「虜辭服せり。之を受くるに失すること勿れ、異時或いは地界の爭端と爲る有れば、此れ以つて据と爲すを得ん。」と。昇之を受く。⁽³⁰⁾

というようにこの時の對應にも韓琦が関わっている。

治平二年（一〇六五）には、三・四月に代州・苛嵐軍・府州と、河東におけるキタイとの國境全面でトラブルがあったと、一二月には⁽³¹⁾

館伴契丹使馮京等言う、契丹使牒もて稱すらく、南界大〔天〕池等處の地を侵せば、請うらくは以聞せられよ、と。と、やはり天池に關して使者が問いを發している。また河東全方面でのトラブルは、地界交渉の近いことを豫感させる。

至和前後の交渉は、上述のように宋の禁地への進出が契機となっていた。このことをふまえた時、地界交渉の數年前にも宋が禁地への進出、いわば第二次禁地耕地化を圖っていたことを示す史料が（『長編』卷二四一熙寧五年 一〇七二 一月丁丑）

詔して知太原府劉庠の根括する所の忻・麟州・寧化軍の可耕地を以つて、弓箭手を招致せしむ。⁽³²⁾

のごとく見出されることが注目される。(a)のように、この翌年キタイの道宗皇帝は代北に巡幸している。その時點での状況をキタイから見たならば、更に宋が進出してきた、そして(c)に「會宋求天池之地」とあるように宋が天池を求めてきたととらえられよう。そして恐らくそれに對する反作用の側面を持ちつつ、巡幸の翌年に特使が派遣されて地界交渉が開始されるのである。

以上、一〇七〇年代の交渉に至る経過を概略述べてきた。至極簡單にまとめるならば、禁地の設定、宋の禁地への再進出の二つを晝期として指摘できるといえる。宋の禁地への再進出は、これをキタイから見ると、宋が一度放棄してキタイの勢力下に入った地に侵入してきたといえよう。勿論これはキタイからの視點で語っているのであり、これを宋から

見ればキタイが自領に侵入していることとなる。

交渉の内容を検討すれば、(a) (e)、(ア) (エ)の史料から導いたキタイ側の認識、すなわち從來キタイの勢力下にあった地に宋が數十年前そして近年侵入してきたという認識は、宋側の史料で再構成した歴史に照らしても、一定の符合が見られ、事實の面で大きな乖離はない。キタイと宋の間に存在する既述の禁地に對する認識の相違により、同一事實に對して見解にギャップが生じているのである。これが、交渉發生の長期的な原因であると考えられる。以上が第一章における結論である。

一方で、交渉時における新たな状況も指摘できる。それはまず、専門の使節が派遣されたことである。それまではあくまで常使あるいは他の目的の特使の發言でしかなかったことと比して、一つ違う段階にある。これと關連して、既に觸れたとおり交渉の前にキタイ皇帝巡幸によるお墨附きがあったことは注意にあたいるだろう。これらのことは、それ以前とは政權中樞において事態の重要性が増していることを示す。

また、以上の論述からは(ウ)に關する情報は得られなかった。これ以前は主に侵耕すなわち農耕關連が問題であつたのに對し、地界交渉に至つて(ウ)のように、「半年」か「自來」かという問題はあるものの、乙室部というファクターが登場したことも興味深い。それ以前の交渉において乙室部が問題とならなかつたかどうかは、はっきりとはわからない。次章で述べるように、乙室部は突然移動して來たのではなく、それ以前から近邊にいたと思われるからである。また、當地における農耕が何らかの形で乙室部と關連しないとも限らない。しかしながら、ここで始めて明確に史料に現れるという事實は間違ひなく存在する。その政權のコアが遊牧勢力によるキタイにとって、この點は一つの大きな變化と見られる。

なお、別にもう一點指摘しておきたいのは、韓琦の存在である。それまでキタイへの刺激を氣にして禁地とされていた寧化軍沿邊の地への再進出を圖つたのは韓琦であつた。次章でも觸れることとなるが、このことは注目されてよい。

第二章 直接の原因について

第一節 代北の地について

前章の末尾において、韓琦に注目すべき旨を述べた。それは、地界交渉勃發に關する宋からの分析として、交渉のさなかになされた韓琦の上奏〔長編〕卷二二「熙寧八年 一〇七五 四月丙寅」が存在するからである。これは富弼・文彥博・曾公亮とともに神宗皇帝の諮問に答えたものであり、内容としては當時の宋の執った政策に對するキタイからの壓力という見方である。

韓琦のこの意見は、多くの史書の採用する所となり、後世の地界交渉評價への影響力の大きいものであり、検討を必要とする。ただ、この上奏は當時の政權の政策を、高麗の朝貢・熙河路の經略・防衛目的の西山の植樹・保甲法・河北の防衛設備改良、都作院の武器製造・將兵法という、キタイも關連する諸國との外交政策や對キタイ防衛政策計七つを擧げて批判したもので、逐一詳細に檢討することは本稿では紙幅的に不可能であるが、やや巨視的に、幾ばくかの検討を加えておきたい。⁽³⁴⁾

韓琦の上奏は、當時の政策が對キタイ戰爭の準備であるとキタイの疑惑を買うものであり、それゆえにキタイがこのような交渉で宋の出兵を試しているとするのだが、實はそこに大きな缺落がある。それは、キタイが要求に持ち出すのが代北であるということ自體については説明を與えていない點である。前章で述べたように、代北への宋の進出を進めたのは當の韓琦であり、その關係はただならぬものがある。にもかかわらず、このことに觸れていない。ここには論點のすり替え・責任回避が見え隠れする。時の政權と對立する立場であるという黨派的問題に加えて個人的事情もからみ、上奏内容の信頼性への疑問は相當大きいものがある。

また、壓力という面の効率から考えるならば、關南（河北の舊キタイ領）を要求することの方が効果的であつたろう。キタイの特使が派遣されたとき、すでに代北の交渉が始まつていたにも関わらず、宋側はこれを關南に關する使節と考えたのである。⁽³⁵⁾ また交渉中も、ひとたび讓歩をすれば次は關南であるという指摘もあつた。⁽³⁶⁾ 實際、かつて増幣交渉の際には、キタイは關南の地を要求した末に、要求の取り下げと引き換えに兩國間の地位の變化を勝ち取つたのである。一方地界交渉においては、キタイは要求の末に結果として當該の地を得たが、地位上の變化は見られない。關南を要求することと代北を要求することは、その性格に相當の違いがあるということができよう。ここから、今回の交渉では、實際に領土を求める部分が強かつたことが想定される。

これらのことから、韓琦の見解は全面的にはよるに足らない。よつて關南ではなく代北であるという、その地域自體にまず注意を向けなければならないだろう。

ここで問題となるのが、陶晉生の先行研究⁽³⁷⁾があるように、代北問題がいわば河北の國境問題のあとに引き續くがごとく發生している點である。たしかに、神宗朝もしくは王安石政權の對キタイ政策の分析という問題設定においては、これらを連續したものとしてとらえる枠組みでかまわないのかもしれない。しかし前章での記述のように、代北の問題はそれ自身がすでに歴史的經緯を持つており、突然發生したものではない。この點で、直ちには河北の問題とつなげては考えられない。そして、宋から見ればいずれもキタイの起こした問題ということで等價かもしれないが、キタイ側からみるならば、比較的獨立性の強い南京管内⁽³⁸⁾での小競り合いが、明確に中央によつて遂行されたと考えられる代北の問題と同様に考えられるのかという點には大きな疑問符がつく。これらのことから、筆者はこの二つの事件を切り離して検討すべきものと考ええる。

では、この代北の地はキタイにとつてどういう地であつたのか。まずこの地が對宋の軍事的要衝であつたことは無論である。それに加えて、歴史的にこの地は遊牧民にとつて豊かな地であつた。⁽³⁹⁾ 當然これはキタイにしても同じであつたろ

う。この歴史的背景を踏まえれば前章第一節の(a)の「耕牧之地」といういわば慣用表現も、現實を伴うものであったかと思ふ。

火山・寧化の間、山林は饒富にして、財用の藪なり。荷葉・平蘆・牙山・雪山一帯より、直く瓦窑場に走るまで、南北百餘里、東西五十里、材木薪炭、以って一路に供するに足り、麋鹿雉兔、以って數州を飽かしむるに足る。雪山に廟有り、河東一路、牲幣の走る所なるも、今亦た夷鬼と爲る。人神共に怒るは、皆な(韓)續の罪なり。中國從來形勢を卓望するの地の、五蕃嶺・六蕃嶺・七蕃嶺・黃嵬山のごときの類を控扼せるも、今皆な敵地と爲る。忻・代を下視して、人馬數うべし。異時精兵數十萬人を用うとも、未だ復た取るに易からずして、用兵の策、誰か能く復た議せんや。(『長編』卷三七一元祐元年 一〇八六 三月戊辰)⁽⁴⁰⁾

これは蘇轍の指摘である。これらの軍事的要衝・地味豊か・聖地という諸點に關しては、この文章全體の主張は韓續を攻撃せんがためにするものであるが、傾聴に値するものがある。

キタイ皇帝が幾たびかこの方面に赴いている點も、指摘しておく必要がある。(『長編』卷五一五元符二年 一〇九九九月甲寅)

北主今歳を以って西京の並邊に至り打圍し、代州の邊境を去ること止だ十里より五七里に至るのみ。……熙寧・元豐中も亦た嘗て此に於いて打圍す。⁽⁴¹⁾

という記述がある。この年は、キタイで言へば壽昌(壽隆)五年である。『遼史』卷二六道宗本紀六で確認すると、この歳確かに(a)に既出の大牢古山に行幸している。なお、この時も西夏を含めた三國の國際關係が問題となつて特使の派遣があつたのであり、政治性も色濃いことは言及の必要があらう。

熙寧とは既述の地界交渉直前の時であるので措き、元豐とは『長編』卷五〇九元符二年 四月辛卯によればこれは元豐二年(一〇七九)のことである。この歳即ちキタイの大康五年を『遼史』本紀で確認すると、確かに西京方面に行幸して

いる。これら以外に道宗皇帝が西京方面に赴いたのが明らかなのは清寧八年（一〇六二）くらいである。回数自體が多いとはいえないものの、その割合において、道宗皇帝が西京方面に出向いた時に必ずといっていいほど到る場所がこの代北の地なのであった。

これは、宋との國境附近であるという政治的な意味と同時に、前提としてこの地が遊牧に適しているという條件を満たしていると考えられよう。そもそもキタイの皇帝は、主にシラムレン流域の水草豊かな地を居所としているが、それ以外の場所に赴くとしても、その地は豊かな地であった可能性が高い。それが定例の場所となつていなければなおさらである。以上本節では、地界交渉においては、その係争地となつた代北の地自體に注目する必要があること、そしてその地が軍事的要衝であるうゑに遊牧民に適した土地であることを指摘した。

第二節 キタイ政權内における乙室部

前章においては、キタイ側の地界交渉に對する認識について検討した。そのうち乙室部に關する史料については、他に關連史料が見られないため、検討を暫く措いた。しかし、他の理由はあくまで正當性の主張であるのに對し、この理由は、領有の必要性までも含んだものである點において他の理由と性質を異にし、注目に値するものである。よつて本節では、キタイ政權内における乙室部の存在の重要性を検討することにより、『入國別錄』内における乙室部への言及のもつ史料の意義について考察する。

なお、乙室部に關する史料は限られており、また管見の限り專論もないかと思われるため、キタイの部族一般の研究や、後に述べるように乙室部とキタイ政權内において占める位置の近い五院・六院部及び奚に關する論考を參照しながら記述を進める。⁽⁴²⁾

まず、一般的に、キタイ政權内における乙室部の占める位置について述べる。乙室部に關する基本的な史料は『遼史』

卷三營衛志下部族下の太祖二十部の

乙室部。其先曰撒里本、罔午可汗之世、與其兄益古分營而領之、曰乙室部。會同二年（九三九）更夷離董爲大王。隸南府、其大王及都監駐西南之境、司徒居鴛鴦泊、開撒狹居車軸山。石烈二、

阿里答石烈。

欲主石烈。

というものである。

まず、皇帝の出身部族である五院・六院部と同祖傳説を持つことは、⁽⁴³⁾それが事實であるかを問わず、その占める位置の重要性を物語る。部族長が大王と稱されるのは五院・六院部の南北大王及びかつて契丹と並稱された奚の長、そして問題の乙室部の長のみであり、そのランクの高さが窺われる。また西南路・西北路等の「軍管區」に屬していない點もその獨⁽⁴⁴⁾立性・地位の高さの表れであろう。このような部族も、この四部族のみである。

以上を端的にいうならば、五〇以上にはるキタイの部族に中において、乙室部はその上位四位の中に入る地位を占めるということである。

また、本稿で重要な問題となるその存在地點であるが、三ヶ所掲げられる内の一つが「駐西南之境」とされる。キタイにおいて「西南」という概念は、歴史的経緯もありかなり廣いものであるが、⁽⁴⁵⁾前章(b)の韓家奴傳の用例から天池方面をも含むものであり、また余靖の「契丹官儀」(『武溪集』卷一八)における「雁門の北」⁽⁴⁶⁾という表現からも、この場合は代北であると考えられる。これは『入國別錄』の記述とも一致することとなる。

この存在地點は恐らく前述の代北の地の自然條件とは無關係ではない。キタイの代表的な大部族であるがゆえに、對宋の一方の要衝にして且つ遊牧地としても優れた地を保證されていたと考えられよう。これには、乙室部の司徒がいたとされる鴛鴦泊もしばしば皇帝が行幸する地であることも参考となろう。

また、本稿の關心としては、乙室部がいつの時點から代北の地にいたかも問題となる。これは前章ウの「半年」かあるいは「自來」かという問題とも關連してくる。ただこの問いには、余靖の使北した一〇四〇年代にはこの地にいたという以上の明確な答えは存在しない。現在、燕雲十六州の割讓の時點からという島田正郎による先行研究⁽⁴⁸⁾が存在するのみかと思われるのでしばらくこれによると、第一章の檢討から、宋の再進出以前は、北漢が滅亡してから禁地が設定されるまでの十年程度の間を除くと、比較的自由に乙室部は代北の國境地帯を使えたこととなろう。そして宋の再進出に伴い行動に制約が課せられるようになる。このため、交渉でその名が登場したかと考えられる。「半年」か「自來」かという問題に關しては、自來その近邊におり、天池に現れたのが半年前であると解しておきたい。

以上において、乙室部に關して説明を加えた。以下では、キタイ政權内における乙室部の位置を探るため、キタイの部族制について檢討を加えたい。これは、先行研究における部族制度のとらえかたに筆者とは異なるものがあるため、この點について言及しない限り筆者の乙室部の位置附けに對する見解も明確とならないと考えるからである。⁽⁴⁹⁾

愛宕松男は、キタイの部族制を説明するための作業として、一六四人の契丹人を耶律姓と蕭姓の兩姓と八部の二つの觀點から仕分けして表を作成した。⁽⁵⁰⁾今それによつた際に一見して直ちに氣付くのは、迭剌部（すなわち五院部・六院部）の一〇九人と乙室部の四一人を合わせた時點ですでに一五〇人となり、この二部だけで實に九三%を占めることになる點である。しかし、愛宕は后族を乙室部とみなしているが、この見解には異論もあり、⁽⁵¹⁾筆者も后族Ⅱ乙室部説には與さない。史料中に后族が乙室部に屬するという明言は存在せず、そのように考える必然性がないからである。

すると愛宕が乙室部に分類した殆どは后族に屬するためその點を訂正すると、結果『遼史』に列傳が存在し且つその出身の確認できる契丹人は、高い確率で舊迭剌部及び迭剌部に非常に近い存在であらう后族で占められているという結果が出て來ることになるのである。また余靖（「契丹官儀」）によれば、

胡人の從行の兵は、宗室中の最親信者を取りて行宮都部署と爲して以つて之を主べしむ。其の兵は皆南北王府・十宮

院人より取りて之に充つ。

そして、

此の籍（宗室・蕭氏・庶姓耶律氏）に在らずんば、即ち十宮院及び南北王府に屬す。⁽⁵²⁾

とあり、余靖がキタイ朝廷を訪れてそこで目に映ったのは舊迭剌部とオールドの人間が多かったようであり、これも似た現象といえよう。

このことは何を表しているのだろうか。中華王朝の姿をもとったキタイ政權に中央集權的な性格を見ようとする者には、これは皇帝を頂點とする舊迭剌部による獨占的支配と映るかもしれない。⁽⁵³⁾しかし果たしてそうであろうか。皇帝出身部の勢力・權力が強力であったこと自體はむろん事實であろうが、むしろ逆に、皇帝の權力の直接に及ぶ範圍は舊迭剌部を大きく出ないことを示してはいないだろうか。

ここで武田和哉の研究から一部を引用しよう。

樞密院、宰相府、大王院の各機關は……實際はいずれも君主のもとで國政一般に參畫する宰執であり、契丹固有の政治スタイルを反映したものであったのかもしれない。⁽⁵⁴⁾

武田のこの見解は、從來の南北大王に關するところえ方が『遼史』百官志に誤りがあるという前提であるのに對し、ただちに百官志を誤りとはせず且つ史料から歸納的に述べている點で、説得力がある。ただし武田は、枠組みとしては、皇帝のもとに北樞密使があり、その屬官として北・南府宰相がおり、その下部組織として諸部が存在するという舊來の考えを追認し、實際の運營上はいずれも宰執である、という立場のようである。⁽⁵⁵⁾しかし筆者はいま一步すすめて考えたい。そもそも形式的にも三者に統屬關係はなかったのではないか。諸部族が北府・南府に「隸」していたのは、『遼史』の營衛志・兵衛志の記述からも間違いないことである。しかし、それが直ちに宰相の下位に立つものであるかは別問題である。

また宰相が北樞密使に屬すると言う記述に至っては、管見の限りそのようなものは存在しない。實は、これはかなり足元

の弱い説なのである。假に縦のこのような階層制が成立していたならば、それは一面では、一般に想定される中原王朝よりもさらに集權的な體制といえよう。これには筆者は否定的にならざるをえない。

このようにして武田の見解を敷衍した時、本稿の文脈の中で重要なのは、一面でただの部族長に過ぎない南北大王が皇帝に直ちに屬することである。つまり、他の諸部と異なり、南北二部は皇帝の直轄部族であることになる。これも武田が示していることであるが、世宗擁立は實質上南北大王によって決められ、興宗の弟の重(宗)元が道宗に對して反亂を起こしたときにも南北大王の動向が大問題とされた。南北大王は皇帝に直屬し、逆に皇帝決定に影響力を持つ。これは皇帝が實は迭剌部長的性格を持つことともいえる。

これまで、北南院も含めて、「部」はいわば上記のような縦の枠組みで把握されてきた。しかし、北南院がそのように片付けられる存在ではないならば、この考え方にも再考が求められる。つまり、舊迭剌部以外の諸部と皇帝との關係も再検討されなければならない。皇帝はもちろん別格的存在ではあるが實は部族長の一という面を保持していたとなると、これまで考えられてきたような意味での直接的な統屬關係が他部に對して存在したかどうかは大いに疑問である。目下明確な形で提示できるに至っていないが、遊牧政權としてのキタイのモデルは、より横並び的なものを想定するべきではなからうか。

以上をあえて簡潔に言ってしまうと、キタイは少なくとも一面では普通の遊牧政權であつたということである。そして、皇帝は優越した地位を保持しつつも、遊牧勢力に對しては、決して集權的な皇帝であつたとは考えられない。一般に遊牧政權の中央部は、構成部族に利益を保證する必要がある譯だが、話を本稿の課題に戻すならば、地界交渉の対象となつた土地は、キタイ側から見ると宋に對する戰略上の要衝であつただけでなく、遊牧にも適した土地であつた。本節で提示したようなモデルで考えるならば、キタイの中央には、獨立性の強い大部族である乙室部に對して、その地を宋から確保するよう配慮する必要が相當強くあつたといえよう。

第三節 乙室部人蕭巖壽と當時の政治状況

前節では、キタイ中央が乙室部に對して一定の配慮をすることが必要であつたと思われること、つまり代北の地を乙室部に確保する必要があつたのではないかということ述べた。ただし、これのみでは、一〇七〇年代というこの時期に至つて中央同士の本格的な交渉となつたことの決定的原因としてはやや弱くもある。よつて、本節ではこの時期に於いてキタイ政權がどのような状況にあつたかを検討してみたい。

地界交渉が行われた一〇七四年から一〇七六年は、キタイでは咸雍一〇年から大康二年である。これはキタイ朝廷において耶律乙辛派と當時の皇太子耶律濬（道宗の男。以下皇太子とはこの人物をさす）派が争う、まさにそのような時期であつた。以下『遼史』本紀に基づき簡単に關連記事を年表的に記す。

咸雍元年 濬立太子

（一〇六五）

咸雍五年 乙辛便宜從事許さる

皇太子再生禮⁽⁵⁹⁾

咸雍八年 乙辛に對抗しうる存在であつた耶律仁先死去

大康元年 一八歳の皇太子が朝政を總領し、南北樞密院を兼領

（一〇七五） 皇太子に男子（後の天祚帝）誕生

皇太子の母である皇后、乙辛の計により死亡

大康二年 皇太后死去

乙辛一度失脚、間も無く返り咲き

大康三年 複数の留守すなわち有力皇族を含む大規模な肅清の上で皇太子が殺される

このように、キタイはこの時期まさに政治の季節であった。

交渉が開始された咸雍一〇年（一〇七四）、それはおそらくは、着々と立場を固めていた皇太子が政務を開始することが、すでに政治日程に織り込まれていたかと思われる時期である。そして、皇太子が朝政を總領したのは沈括が宋に歸還したその月であり、また交渉に携わった楊遼轔（益戒）も同日に樞密副使となっている。

ここで話を乙室部に戻そう。この時期において特に注目すべき乙室部人として、『遼史』卷九九に傳のある蕭巖壽を挙げたい。

彼は、何よりも卷九九の冒頭に配列されているというその點自體が特筆に値するものである。それは、巖壽・耶律撒刺・蕭速撒・耶律撻不也・蕭撻不也という、いずれも耶律乙辛一派により、廢立計畫に關係したとして死においやられ、『乾統間、追封某々郡王（巖壽は贈同中書門下平章事）、繪像宜福殿。』という定型句で結ばれる傳のその筆頭に列せられているということである。

では宜福殿とは何か。この答えは『三朝北盟會編』卷二一宣和七年（一二三五）正月二四日に引く『亡遼錄』にある。

祖州則太祖阿保機之天膳堂、懷州則太宗德光之崇元殿、慶州則望聖・神仙・坤儀三殿、乾州則凝神・宜福殿、顯州則安元・安靜殿、……

慶州に陵が存在するのは周知のごとく聖・興・道宗の三帝であり、乾州は景宗、顯州は東丹王と世宗である。⁽⁶⁰⁾キタイではかに皇帝あるいは皇帝格の人物といえ、穆宗と太宗時の皇太弟李胡、そして問題の皇太子であるが、⁽⁶¹⁾穆宗は太宗に附葬されていて乾州ではない。残るは二人だが、『遼史』卷九九に列される人々が、時代的にも無關係の李胡と祭られるとは考え難い。よって結論としては、宜福殿は皇太子のものである。彼らは皇太子と非常に密接な位置にあったといつてよい。巖壽個人について見ても、乙辛の奸臣なるを上奏して、實際に一時的ではあるが乙辛が外に出されることとなったこと

が本傳のほかに卷九九耶律撒剌傳・卷一一〇乙辛傳に載るなど、その乙辛との政治的敵對關係がうかがわれる。現行の『遼史』において、その政治性において嚴壽は最も重大な地位を占める乙室部人であるといえよう。

では一方このような中、第一章第一節に擧げた、この交渉と關わったとされる人物はどのような状況にあっただろうか。蕭速撒は『遼史』の嚴壽と同じ卷に傳があり、やはり乙辛によって死に追いやられている。なお、宋の史料に出てくる蕭素なる人物は、『長編』卷三二熙寧七年（一〇七四）四月丁酉における樞密副使という肩書きから、速撒であると思われる。

蕭迂魯は、本人は遠く西北方面にあつたせいか被害を受けていないが、弟の蕭鐸盧幹は嚴壽と親しかつたとされて流罪となっている。

鐸盧幹素より蕭嚴壽と善くすれば、誣するに罪を以つてせられ、西北部に謫戍す。皇太子の事に坐するも、特恩もて死を減ぜられ、仍りて錮せらるること終身。⁽⁶²⁾

耶律頗は、乙辛の失脚後、後の天祚帝が梁王に封ぜられる際に同日に南院大王に任命されて後、榮達へ向かう。

（大康六年、一〇八六）三月庚寅、封皇孫延禧爲梁王、忠順軍節度使耶律頗⁽⁶⁴⁾特南院大王……

ここで、この交渉に關わった人物のうち、墓誌銘の出土があり最も經歷が明らかである梁援を紹介したい。彼は、道宗から天祚期の人。その墓誌銘は孟初⁽⁶⁵⁾の奉勅撰である。彼は、『遼史』などにもその名が見えるものの、この墓誌銘ではじめてその事跡がはっきりする。彼はその名は漢人であるが、祖先の一人（父の母の父）に荆王耶律氏なる人間を持つ。荆王の稱號を持つ人物は、現在確認できる限りでは耶律道隱のみである。⁽⁶⁶⁾道隱は、阿保機の息子東丹王の息子、すなわち世宗の弟である。その血を引く彼は、比較的皇帝一族に近い人物といえよう。

その梁援であるが、墓誌銘によれば、彼もまた命を賭して乙辛と對立した皇太子派と描かれるのである。

適々賊臣耶律英弼等の、東宮の英斷を畏れ、巧言を肆して以つて之を構えるに値し、公死を冒して上奏せんと欲し、

潜かに二書を作り、一は以って父母に致し、一は以って子孫に示し、史館の印を用いて之を識す。……⁽⁶⁷⁾

そして乙辛の失脚後出世した彼は知樞密院事にまでいたり、奉勅で墓誌銘が書かれることとなるのである。

以上、交渉に關係した人物についてその後を調査した。その結果、確認できる範圍で皇太子派・乙辛派と二分して考え、⁽⁶⁸⁾るならば、皇太子派の色彩が色濃い。するとこの交渉は、皇太子が實權を握ろうとする時期における一つのデモンストラーションであつた可能性が浮上する。

以下は幾分想像に涉る。前節での検討から、キタイの部族というものは相當獨立性の高いものであると思われる。特に有力部族は軍事力も保持し、一定の權威も持つたであろう。そのような前提のもと、嚴壽もその主要人物の一員であつた皇太子派が、遊牧勢力をその中核とするキタイ政權の掌握のために、代北の地の確保という彼の出身部族の利益、逆に言えば代表的有力部族⁽⁶⁹⁾の協力の取り付けにもからんで仕掛けたのがこの交渉であつたとは見られないだろうか。勿論、宋から讓歩を引き出すことによる廣いアピール効果もあつたであろう。

實は宋側にも(『長編』卷二六三熙寧八年 一〇七五 閏四月丙申)

安石曰く、……然れども邊探屢々云う、契丹國を傳えて耶律濬に與えんと欲す、濬好く殺し更事せず、恐らくは其の國の干賞蹈利の臣の誘う所と爲り、或いは妄りに邊隙を生ぜん、戒せざるべからず、宜しく早に之が備を爲すべし、⁽⁷⁰⁾と。

とあり、キタイの國內事情、そして皇太子⁽⁷¹⁾にまつわつて邊事が生じるのではないかという懸念があつた。傍證としてこの記事を挙げ、論を終えることとしたい。

おわりに

以上述べ來たつたことを簡単にまとめた。

一般に宋側の觀點から語られることが多い地界交渉だが、キタイから見てその發生の原因を探ると、以下のように言えると思われる。

長期的には、禁地に對するキタイと宋の認識のずれを背景に、キタイが宋の禁地への再進出の進行を不法とみなしたことが原因であると思われる。

このような状況の下、短期的には、キタイが宋の對外・軍事政策に壓力をかけたというだけでは説明できず、キタイ内部の部族關係や當時の政治状況から宋に對して領土を求めたものであると考えられる。

以上がおおまかではあるが本稿の結論である。

なお、本稿はキタイの視點を提示しようとしたものであり、キタイ側の言い分が一方的に正しいなどというつもりは毛頭無いことを最後に附言しておく。

註

- (1) 増幣交渉に關しては陶晉生「北宋慶曆改革前後的外交政策」(『宋遼關係史研究』聯經出版事業公司一九八四 初出一九七五)が代表的である。この交渉は概略として、關南の地を要求したキタイは、その斷念と引き換えに歲幣の増額と地位の上昇を勝ちとった、といえよう。
- (2) 々の交渉の概要はKlaus-Peter Tietze, "The Liao-Sung Border Conflict of 1074-76", *Studia Sino-Mongolica*, Wolfgang Bauer ed. Franz Steiner 1979 參照。
- (3) 陶晉生「王安石の對遼外交政策」(『宋遼關係史研究』聯經出版事業公司一九八四 初出一九七五)・李之勤「熙寧年間宋遼河東邊界交涉研究——王安石棄地數百里說質疑」(『西北史地研究』中州古籍出版社一九九四所收 初出一九八〇)・張雅琴「沈括與宋遼畫界交涉」(『史緯』一一一九七五)・藍克利(Christian Lamouroux)「政治與地理論辯——一〇七五年的宋遼邊界談判」(『慶祝鄧廣銘先生九十華誕論文集』河北教育出版社一九九七所收)・Christian Lamouroux, "Geography and Politics: The 1075 Dispute about the Song-Liao Border" *China and Her Neighbours: Borders, Visions of the Other, Foreign Policy, 10th to 19th Century*, Ed. by Sabine Dabringhaus and Roderich Plak.

Harrasowitz, 1997. Lamoureux の論考は沈括を主題とするものである。以上のほかに朱斯白「王安石與宋遼之畫界交涉」(臺灣大學學士論文 一九五三) もあるようだが、知人を介して臺灣大學に問い合わせたところ所在不明のことであり、未見。

- (4) なお先行研究のうち陶晉生「宋遼邊界交渉的問題」(『中國民族史研究』四輯 改革出版社 一九九二) は、兩國を俯瞰するような視點でかかれており、特に地界交渉へ至る経緯の敘述は本稿の關心とも重なるところがあり、影響を受けた。

- (5) 咸雍八年、改彰國軍節度使。上獵大牢古山、頗的謁于行宮。帝問邊事、對曰、「自應州南境至天池、皆我耕牧之地。清寧間、邊將不謹、爲宋所侵、烽墩內移、似非所宜。」道宗然之。拜北面林牙。後遣人使宋、得其侵地、命頗的往定疆界。還、拜南院宣徽使。

大牢固山は後にも觸れるが、代北の地の山である。

卷二三道宗本紀三によれば、西京方面に幸したのは咸雍の九年のことである。陶晉生「宋遼邊界交渉的問題」はこれを治平二年(一〇六五)のこととするが不可解である。

- (6) 大康二年、遷知北院樞密副使。三年、經畫西南邊天池舊塹、立堡砦、正疆界、刻石而還、爲漢人行宮都部署。

- (7) 會宋求天池之地、詔迂魯兼統兩皮室軍、屯太牢古山以備之。大康初、……

皮室軍とは、『遼史』卷三五兵衛志中によれば、御帳親軍すなわち皇帝の軍隊である。

- (8) 咸雍十年、經略西南邊、撤宋堡障、戍以皮室、上嘉之。

- (9) 大康元年、提點大理寺。因館伴能以語辯屈宋人、超拜翰林學士。于時宋國以故壤歸於我、詔撰天池神堂之碑。

梁援墓誌銘は、發掘簡報として馮永謙「遼代梁援墓誌考」(『北方文物』一九八六—二)、拓本寫眞が王綿厚・王海萍主編『遼寧省博物館墓誌精粹』中敎出版二〇〇〇、注釋が向南「遼代石刻文編」河北敎育出版社一九九五がある。

- (10) 前田正名『平城の歴史地理學的研究』(風間書房 一九七九)第一章第四節に記述がある。

- (11) 『長編』卷二六一熙寧八年(一〇七五)三月辛酉の注に引く沈括の『入國奏請並別錄』によれば、蔚州が東西七里以上、應州が南北約十七里、朔州が南北約三十里武州が南北十里以上である。

- (12) 『長編』卷二六五熙寧八年六月壬子に「遂舍黃鬼以天池請。」とある。

- (13) 頤又云、「天池子既是南朝地土、自來口鋪在甚處、因甚直至蘇鈴轄時、方始移鋪子向北下安置。」

皇帝又云、「天池本是北朝地土、昨因蘇鈴轄等強來侵占、今來只要依舊。」

- (14) 頤云、「既是南朝地界、因何乙室王及北界一百部族、在彼住坐放馬半年有餘、無人發遣。」

押宴耶律暉令高思裕云、「天池子自來乙室王在彼下帳、若是南朝地土、何故乙室王在彼住坐。」

なお、乙室部はキタイの代表的部族の一つである。詳細は後述。

(15) 穎又云、「天池地分自屬北界顯然。若天池神堂不屬北界、因何却是北界行牒修葺。」

穎云、「既是南朝地土、因甚却要北朝行牒修葺。」

(16) 金成奎『宋代國境問題の基本性格と國境の諸相』（宋代の西北問題と異民族政策）汲古書院（二〇〇〇）。國境研究としては他に松井等『宋對契丹の戰略地理』（滿鮮地理歷史研究報告）四 一九一八・同「契丹に對する北宋の配兵要領」（滿鮮地理歷史研究報告）七 一九二〇）がある。

(17) 故相龐公籍鎮并門、俾公權知忻州。公於故牘得與國中契丹移文天池縣、曰遙祀天池廟有應、以屬南朝地、未敢擅修。公以示龐公、龐公喜命公自爲報命、虜遂伏。

(18) 先是、潘美帥河東、避寇鈔爲己累、令民內徙、空塞下不耕、號禁地、而忻・代州・寧化・火山軍廢田甚廣。

なお金（註16書）は、これを『名臣碑傳琬琰集』潘武惠公美傳の「俄受詔遷四州之民于內地」という記述から九八五年に比定するが、この四州は『長編』卷二七雍熙四年（九八七）八月に「初徙雲・朔・寰・應四州民。詔潘美・楊業等以所部兵護送之。」とあるキタイの中の四州と見るべきであり、この史料によって時間を確定することはできない。

(19) 會宋將潘美率兵分道來侵。……自是學古與潘美各守邊約、無相侵軼、民獲安業。

(20) 令寧化軍葺天池神堂。北界歲遣使一祀、至是頽圯、北界請加繕治故也。

(21) 「乞減配賣銀五萬兩狀」（『歐陽文忠公集』卷一一五河東奉使奏草）

(22) 歐陽脩奉使河東、還言、「河東之患、在盡禁緣邊之地。……今寧化軍天池之側、杜思榮等人又爭侵地二三十里。……今四州軍地可二三萬頃、若盡耕之、則歲可得三五百萬石。」

(23) 註(20)と同條。

(24) 前掲金「宋代國境問題の基本性格と國境の諸相」にも指摘あり。

(25) 寧化軍天池顯應廟在禁地中、久不葺、契丹冒有之。琦遣鈴轄蘇安靜抵境上、召其酋豪諭曰、「爾嘗求我修池神廟、得爾國移文固在、今曷爲見侵也。」契丹無以對、遂歸我冷泉村。

(26) 遂奏代州・寧化軍宜如岢嵐軍例、隔北界十里爲禁地、餘則募弓箭手居之。

(27) ただし、韓琦は間もなく任地が変わつので、實際に繼續したのは富弼である。同註(22)

(28) 代北界天池、止荒遠、巡候不至、潘美節度河東、新廟舍作碑記、歲遣府倅祀之、率常憚行、後竟罷之。契丹始至至易記、久之來議界、舉知其然、而莫能奪也。

卷三にも同様の記事あり。

潘美爲并帥、代之北都山有天池焉、歲遣通判祭之、其後憚遠而罷。久之、契丹遣祭焉、又易其屋記。至熙寧中、始有其地、凡數歲、兩使往來、卒不能辨而與之。

いずれも叢書集成本による。

(29) 扈等言、武陽寨・天池廟侵北界。……天池廟屬寧化軍橫

鎮鋪。慶曆中、北界耕戶杜思榮侵入冷泉村、近亦有石峯爲表。乃詔館伴使王洙以圖及本末諭扈等。

(30) 後公爲樞密使、使人蕭扈・吳湛來、以辭受館伴使張昇曰、

「南北地界多相冒、如黃嵬山則可、今已置不辯、願後謹封略。」昇欲勿受、公曰、「虜辭服矣。受之勿失、異時或有地界爲爭端、此得以爲据。」昇受之。

このほか『入國別錄』によれば沈括の發言として、

當時蕭扈吳湛雖是口傳聖旨來、緣南朝却有聖旨剖子、坐著蕭扈吳湛言語、已指揮各守地界、亦請北朝依此指揮、邊臣不得有侵越。此剖子是蕭扈吳湛自蕭回。兼北朝已有行遣文字到邊上、邊上各曾有公文照會、怎生諱得。

兼蕭扈吳湛國信來時、有北朝聖旨。爲今來已指立烽臺、標桿開墩壕塹、興功建立鋪寨、即且依舊、北朝百姓也且教依舊、各更不侵占。

と事情が比較的详细に述べられる。なお蕭扈・吳湛が來たのは嘉祐の二年である。

(31) 『宋會要』蕃夷二二一〇

(治平)二年三月、知代州劉永年言、「梅迴・瓶形兩寨地土水泉爲契丹置鋪侵據、數諭未聽。望許臣量出兵馬示必爭之勢」。詔令經略安撫司諭地分巡檢城寨使臣、常行視拒止之。是月代州言、「契丹侵西徑寨地、殺守兵三人。」苛嵐軍又言、「契丹爭神林塢等地界、殺弓箭手一人。」詔河東經略司、令雄州牒涿州禁止。四月、太原府代州管內鈴鎗專管麟府軍馬王慶民與契丹議畫牧羊峯地、以樺泉堆解板溝爲界、

賞蕃漢將吏有差。

(32) 『宋會要』蕃夷二二一〇

館伴契丹使馮京等言、契丹使牒稱、南界侵大池等處地、請以聞。

「大池」は、代州・苛嵐軍・府州が登場する一方で寧化軍が出てこないところから見て「天池」の誤りであろう。

たとえば、文淵閣四庫全書本『宋史』沈括傳も「天池」を「大池」に作る。ただし、『水經注』卷二三灤水において天池は「大池」ともされており、誤りではなく大池＝天池とみなす餘地もある。

(33) 詔以知太原府劉庠所根括忻・麟州・寧化軍可耕地、招致

弓箭手。

(34) 韓琦が筆頭としてあげている高麗問題についてのみ批判を加えておきたい。熙寧年間において宋麗關係は、高麗からの一方的な使節の派遣であった。しかし神宗は、數年後の元豐元年(一〇七八)に正式の使節を高麗に派遣している。高麗との關係が本當にキタイを高度に刺激するものであったなら、このような行動は取れないはずである。後に蘇轍はむしろ逆に、高麗の使節を受け入れることはキタイのスパイを受け入れることとなるという見解を示すこととなる。(『長編』卷四八一元祐八年 一〇九三 二月辛亥)

(35) 『長編』卷二五熙寧七年(一〇七四)三月丙辰

先是、執政多以爲蕭禧來、必復求關南地。

(36) 『長編』卷二六熙寧八年(一〇七五)三月己酉

(巳) 大忠進曰、「敵他日若遣魏王英弼來盡索關南地、

陛下將欲從之乎。」

(37) 前掲陶「王安石の對遼外交政策」

(38) 南京留守には皇太弟クラスの人物の就任が多い。

(39) 遊牧民と代北の地との歴史については、前田正名『平城の歴史地理學的研究』風間書房一九七九・森部豊二〇〇二年度東洋史研究大會レジュメを参照。

(40) 火山・寧化之間、山林饒富、財用之數也。自荷葉・平蘆・牙山・雪山一帶、直走瓦窰場、南北百餘里、東西五十里、材木薪炭、足以供一路、麋鹿雉兔、足以飽數州。雪山有廟、河東一路、性幣所走、今亦爲夷鬼矣。人神共怒、皆續之罪。中國從來控扼卓望形勢之地、如五蕃嶺・六蕃嶺・七蕃嶺・黃嵬山之類、今皆爲敵地、下視忻・代、人馬可數。異時用精兵數十萬人、未易復取、而用兵之策、誰能復議。

(41) 北主以今歲至西京並邊打圍、去代州邊境止十里至五七里……熙寧・元豐中亦嘗於此打圍。

(42) 島田正郎『遼朝社會史研究』（三和書房一九五二）第一部制度編第一章部族・同「遼代における奚」（遼朝史の研究）創文社一九七九所收 初出一九四二・高井康典行「遼朝の部族制度と奚六部の改組」（『史觀』一三七 一九七七）・武田和哉「遼朝の北院大王・南院大王について」

『立命館史學』一〇 一九八九

(43) 營衛志の五院部の條に「其先益古、凡六營。阻午可汗時、與弟撒里本領之、曰迭剌部。」とある。

(44) 大部族が屬さない點は、前掲島田『遼朝社會史研究』に指摘がある。

(45) 西南面安撫使が現在の河北省にあたる易州方面であるのに對し、西南面招討使はフフホト方面である。

(46) 乙室王府亦掌契丹兵。然稍卑矣。其有居雁門之北。似是契丹別族。

(47) 位置に就いては前掲島田『遼朝社會史研究』・前掲高井「遼朝の部族制度と奚六部の改組」にも指摘がある。

(48) 前掲島田『遼朝社會史研究』

(49) 前掲高井「遼朝の部族制度と奚六部の改組」は、部族統治が比較的間接的なものであったことを論證する。筆者もこの方向性を共にするものである。

(50) 「契丹 *Khitan* 部族制の靜態的構圖」（『愛宕松男東洋史學論集』三 三二 書房一九九〇）契丹 *Khitan* 部族制の研究」（『東北大學文學部研究年報』三 一九五二）を改題

(51) 武田和哉「遼朝の蕭姓と國勇族の構造」（『立命館文學』五三七 一九九四）

(52) 胡人從行之兵、取宗室中最親信者爲行宮都部署以主之。其兵皆取於南北王府・十宮院人充之。

不在此籍、即屬十宮院及南北王府矣。

「十」の字は廣東叢書本では「千」だが、『遼史拾遺』卷一三兵制に引く同條では「十」となっている。「千」では意味が通じないので、「十」とすべきである。

(53) 漆俠『從對《遼史》列傳的分析看遼國家體制』（『探知集』河北大學出版社一九九〇所收 初出一九九四）

(54) 前掲武田「遼朝の北院大王・南院大王について」なお樞密院に關しては近年 武田和哉「契丹國（遼朝）の北・南

- 樞密使制度と南北二重官制について」(『立命館東洋史學』第二四號 二〇〇一)がある。宰相に關しては島田『遼朝官制の研究』(創文社一九七八)第一章「宰相府」(初出一九六七)がなお力を持つ。
- (55) 前掲武田「契丹國(遼朝)の北・南樞密使制度と南北二重官制について」
- (56) 前掲武田「遼朝の北院大王・南院大王について」
- (57) 近年、武田和哉「契丹國(遼朝)道宗朝の政治史に關する一考察——慶陵出土の皇后哀冊の再檢討——」(『立命館考古學論集Ⅲ』立命館大學考古學論集刊行會二〇〇三所收)が公表されている。
- (58) この争いには皇太子の對抗馬として従弟耶律淳の影が見える。當然、有力者たるその父も關係があつた可能性がある。實は、乙辛というよりも皇族内部での争いという可能性もある。つまり、天祚朝においても一定の勢力を持ち續ける淳一族を正面から悪く書くことは困難であり、乙辛がいわばスケープゴートとなつた可能性もある。
- (59) 島田の表によれば、皇太子の再生禮ははじめて。それ以前は皇太后と皇帝がほほすすべてである。(『契丹の再生禮』「遼朝史の研究」創文社一九七九所收 初出一九五二)
- (60) 「遼史」卷三八地理志二の乾州・顯州の條參照。
- (61) 「遼史」卷七二宗室列傳參照。
- (62) 鐸盧幹素與蕭嚴壽善、誣以罪、謫戍西北部。坐皇太子事、特恩減死、仍錮終身。
- (63) 梁王は、聖・興・道宗及び皇太子がいずれも幼少時に封じられた稱號である。
- (64) 本傳の記述と一致するので、頗ると同一人物である。
- (65) 孟初に關しては陳述輯校『全遼文』(中華書局一九八二)四〇五頁參照。
- (66) 前掲『遼代石刻文編』參照。
- (67) 適值賊臣耶律英弼等。畏東宮之英斷、肆巧言以構之。公欲冒死上奏、潛作二書、一以致父母、一以示子孫、用史館印識之。……
- (68) この時期、なお乙辛も高位にあるので、當局者が皇太子派であつたがゆえに携わつていたのも皇太子派であるということはない。なお、蕭韓家は、傳自體が短い上にまもなく死去しているため、何ともいいがたい。
- (69) 現状の史料では、突呂不部の蕭速撒、楮特部の蕭惟信(卷九六に傳)、品部の耶律引吉(卷九七に傳)とその他の部族出身者も反乙辛的である。既述のごとく、『遼史』の列傳において、五六院部以外の出身者は少ない。にも關らずこのような傾向があるのは興味深いことである。
- (70) 安石曰、……然邊探屢云、契丹欲傳國與耶律濬、濬好殺、不更事、恐爲其國干賞蹈利之臣所誘、或妄生邊隙、不可不戒、宜早爲之備。
- (71) 『入國別錄』の王純の狀には皇帝と皇子が登場する。道宗には一子のみであり、皇太子が直接交渉に携わつていた可能性もある。

A CONSIDERATION OF THE ORIGINS OF THE TERRITORIAL NEGOTIATIONS BETWEEN THE SONG AND THE KHITAI (LIAO) IN THE YEARS 1074-76, FOCUSING ON THE KHITAI POINT OF VIEW

MORI Eisuke

This article explores the origins of negotiations initiated by the Khitai (Liao) to settle the border between the Khitai and Song in what is today Shanxi 山西 province during the years 1074-76.

Most previous studies have dealt with the negotiations from the perspective of particular individuals, e.g., Wang Anshi and Shen Kuo. This has resulted in Song-biased understandings of the negotiations being biased as they have been made from the Song point of view. This study thus attempts to address the imbalance by viewing the negotiations from the Khitai point of view.

The first section of the articles, examines the history of the establishment of the border in the disputed territory that had been created by the cession of the sixteen prefectures of Yanyun by the Later Jin to Khitai prior to the commencement of negotiations. I focus on Tian-chi Lake as representative of the disputed territory. Prior to the start of the negotiations, there were two distinct periods, first, the establishment of a forbidden area as a buffer zone by the Song, followed by their resumption of activities in the territory.

The second section of the study deals with several points not fully addressed in the first section. The first point is the importance of the disputed territory itself as a strategic location and as a particularly fertile area for grazing. The second point involves the existence of one of the powerful Khitai 乙室部 tribes who used the disputed territory as their grazing land. This was the Yishibu tribe that ranked second only to the tribe that included the Khitai imperial family. The third point concerns the issue of political infighting within the Khitai royal court. The period witnessed the spread of fighting between the factions around the crown prince and Yelü Yixin 耶律乙辛. Those who participated in the negotiations were from the crown prince's faction. I have, moreover, confirmed that within the faction of the crown prince were members of the Yishibu.

Based on the above findings, it may be concluded that the negotiations on the broad issue of the re-opening of Song borderlands were also an integral part of

political infighting that involved powerful tribal groupings in the Khitai royal court.

**A RECONSIDERATION OF THE MEANING OF THE TERM *QIU* 丘,
FOUND ON THE WOODEN SLIPS KNOWN AS THE
“LIMIN TIANJIA-BIE” 吏民田家莧**

ABE Yukinobu

The vast numbers of Sun-Wu era bamboo slips discovered at Zoumalou 走馬樓 in Changsha in Hunan in 1996 have gained attention as an important key to understanding the social system of that era. This study focuses on the large-sized wooden slips that are documents concerned with payment of taxes, and are known as “Limin tianjia-bie” 吏民田家莧. Using the records of the fields therein, I have considered the meaning of the term *qiu*, 丘, which was used to indicate the location of taxpayers.

There are two designations for fields in the *tianjia-bie* documents, *ting* 町 and *mu* 畝. An analysis based on the comparison of the two terms reveals that the former, *ting*, is a unit representing the number of fields, and the latter, *mu*, is a unit representing the size of the fields. Given this distinction, an examination of the size of the fields in light of their number in each *bie* shows the area of each field. Size varied from *bie* to *bie*.

Next, comparing the area of each field in a single *qiu*, it became clear that large and small fields were not combined in a *qiu*, and that large and small fields were concentrated in separate *qiu*. Given this reality, it is clear that *qiu* were greatly influenced by topography.

Furthermore, working on the hypothesis that differences in topography were related to the period of *qiu* formation and examining the characteristics of the names of the *qiu*, I have confirmed that *qiu* with large fields were developed relatively early, on low-lying lands, while *qiu* with small-sized fields were developed later on hilly lands. Moreover, I point out that in the regions that were developed earlier pre-existing communal patterns had been artificially reapportioned when the *qiu* were established. Furthermore, an examination suggests two *qiu* with special characteristics, the Puqiu 樸丘 and Jiyouqiu 己酉丘 that this artificial reapportionment accompanied the reconstitution of local society.

We can conclude from the above that the *qiu* that appear in the *tianjia-bie* documents were artificially constituted administrative organizations and not natu-